

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年8月27日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
湯河原病院
院長 高取吉雄

1 競争に付する事項

- (1) 調達件名
精白米の調達（令和元年度 下半期）
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間
令和元年 10月 1日～令和2年 3月31日
- (4) 納入場所
独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院の指定する場所
- (5) 入札方法
 - ①入札金額は、1kg当たりの単価を記入すること。
 - ②入札者は、調達件名の業務履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
 - ③第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- (2) 次の事項に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 当機構又はその他の者との契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得る

ため連合した者

ウ 第一交渉権者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、下請負人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険

② 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

③ 船員保険

④ 国民年金

⑤ 労働者災害補償保険

⑥ 雇用保険

(注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

3 入札書の提出場所及び手続き等

(1) 入札説明書(入札関係書類)の交付場所及び問い合わせ先

〒259-0396

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438

独立行政法人地域医療機能推進機構

湯河原病院 総務企画課 経理契約係

電話 0465-63-2211(代表)

(2) 入札説明書(入札関係書類)の交付方法

本公告の日から令和元年9月19日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時までに上記(1)にて交付する。

(3) 入札日時

令和元年 9月25日(水) 11時00分

(4) 入札場所

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438

独立行政法人地域医療機能推進機構

湯河原病院 4階 会議室

4 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記3(2)により交付される入札説明書(入札関係書類)に基づき、競争参加資格に関する証明書等を令和元年9月19日(木)

午後5時（競争参加資格確認申請書受領期限）までに提出しなければならない。競争参加者は入札日の前日までの間において、当該書類（入札前提出書類）に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

入札者の競争参加資格に関する証明書等は当院において審査するものとし、参加資格を有すると認められた者には競争参加資格確認通知書を送付する。

(4) 入札書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。

以上